

第3章 伊達市

田村美奈海 長谷川真裕美 松谷岬 山口朝美

3.1 伊達市の概要

伊達市は北海道の南西部に位置し、北西を有珠山系、北東を幌別山系に囲まれ、東西 17.3km、南北 18.5km、面積にして 169.03k m²を有している。ＪＲ室蘭本線・千歳線や高速道路（道央自動車道）利用により、道都札幌市から 90 分の距離にある。気候条件に恵まれ、四季を通じて温暖で積雪も極めて少なく、波も穏やかな内浦湾に面しており、「北の湘南」と称されている。

伊達市の開拓は、1870（明治 3）年、仙台藩一門亙理藩主伊達邦成とその家臣達の自費による集団移住という、他に例を見ない独特な形態で行われており、北海道の中においてはとりわけ古い歴史と伝統文化を持っている。1900（明治 33）年に伊達村となり、1924（大正 14）年の町制施行を経て、1972 年には道内 32 番目となる市制を施行して現在に至っている。

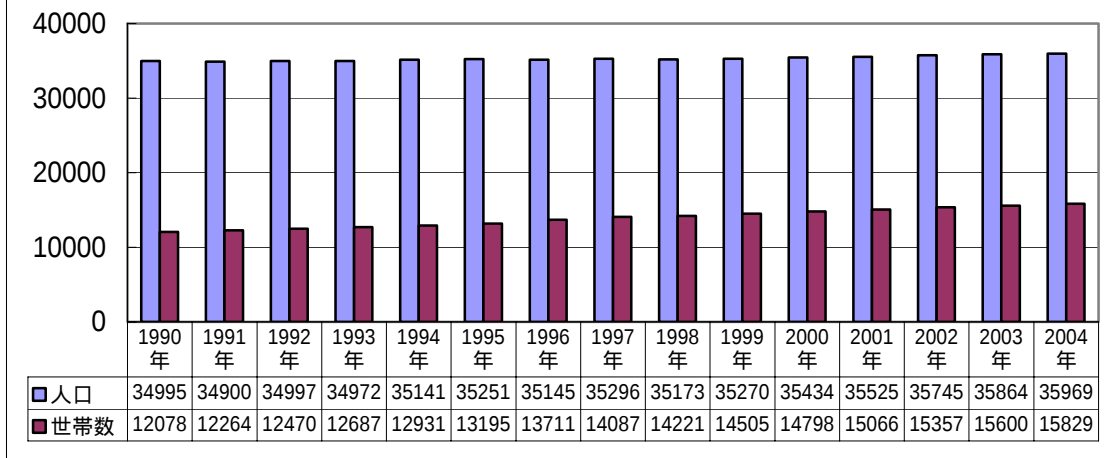
伊達市の人口は、2000 年度国勢調査においては 35042 人で、1995 年度調査と比較すると、周辺自治体が軒並み減少している中、微増となっている。図 3-2 に示したとおり、住民基本台帳ベースでも、1990 年代は 3.5 万人を境に小幅な増減を繰り返していたが、1998 年以降はわずかながら増加傾向にあり、周辺市町村からの流入に加え、恵まれた気候風土を反映して全道各地から移り住む人も増えているようである。しかし、その一方で若年層の



图 3-1 伊達市周辺図

出典：胆振支庁 HP

図3-2 伊達市の人口と世帯数



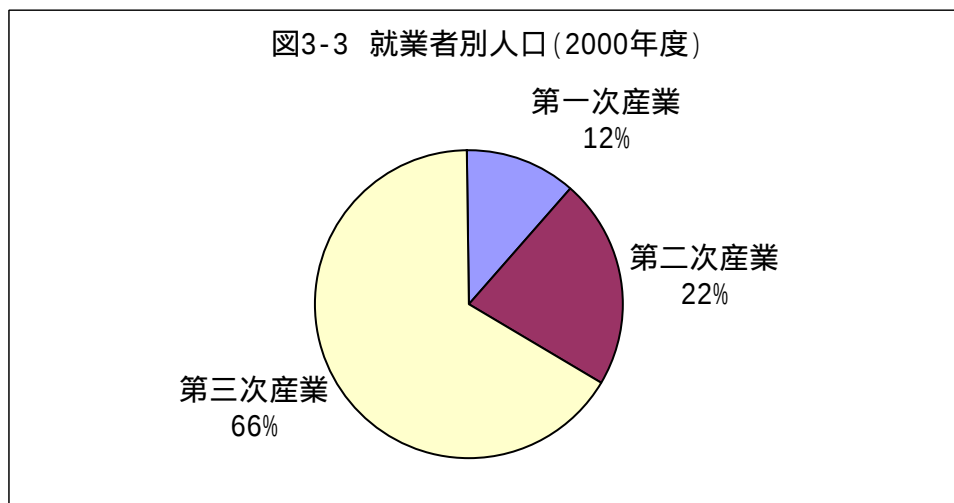
出典：住民基本台帳

大都市への人口流出が増えてきている。

世帯数は、1990～2000年の間に16.5%増となっており、核家族化の進行によって世帯規模も縮小してきている。また、高齢者世帯が増加していることも予想される。国勢調査によれば、年少人口（0～14歳）は、1995年度15.1%、2000年度13.1%と漸次低下、老年人口（65歳以上）は1995年度18.6%、2000年22.6%と急速に増加しており、上記の推測を裏付ける結果となっている。

産業面では、伊達市は、恵まれた自然環境の中、第一次産業が盛んである。基幹産業の農業は、野菜を中心とする道内有数の食料供給地として大きな役割を果たしている。室蘭市や登別市などの周辺地域と比べて、第一次産業中の農業の割合が比較的高い（82%）ことも特徴である。水産業は噴火湾栽培漁業の拠点として、鮭・マスの孵化事業や帆立貝の養殖事業などを推進し、「採る漁業から育てる漁業へ」と転換している。第二次産業では、

図3-3 就業者別人口(2000年度)



出典：国勢調査

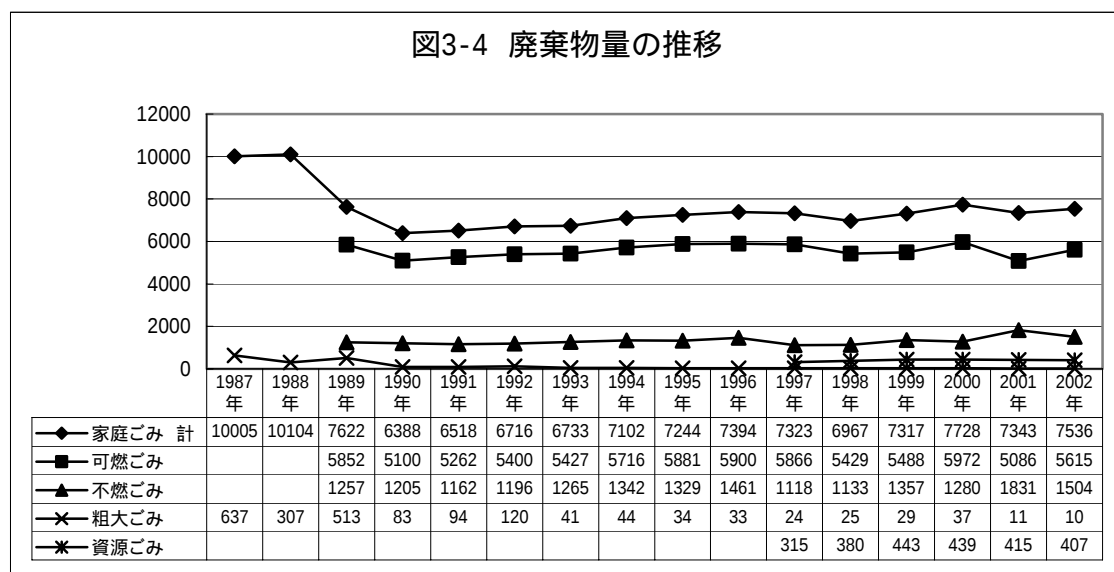
表 3-1 2000 年度就業者別人口								
区分	就業者数	構成比		就業者数	構成比		就業者数	構成比
第一次産業	1,822	11.2	第二次産業	3,575	22.0	第三次産業	10,792	66.4
農業	1,486	9.1	鉱業	47	0.3	卸売・小売業・飲食店	3,216	19.8
林業	21	0.1	建設業	2,037	12.5	金融・保険業	346	2.1
漁業	315	1.9	製造業	1,491	9.2	不動産産業	92	0.6
						運輸・通信業	837	5.2
						電気・ガス・熱供給・水道業	174	1.1
						サービス業	5,530	34.0
						公務	597	3.7

出典：国勢調査

建設業が 57%を占めている。

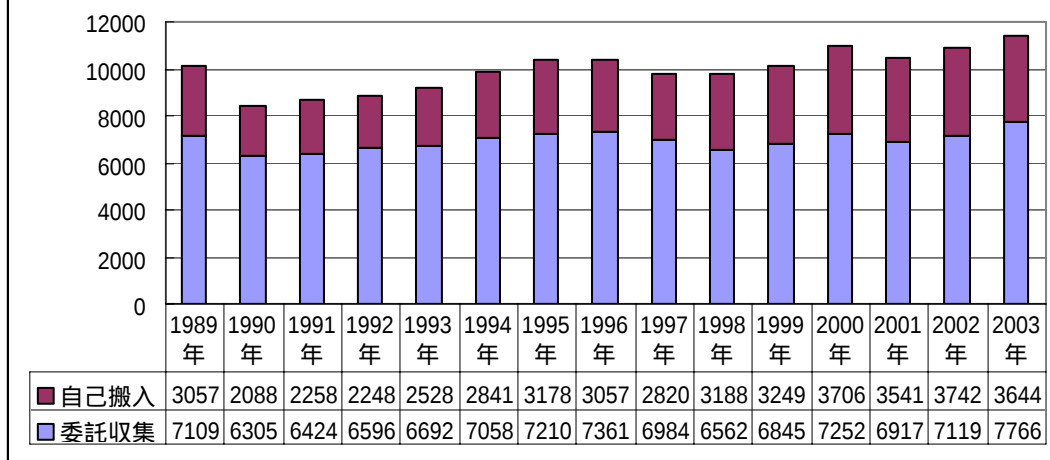
3.2 廃棄物量の推移

後に触れるが、伊達市は全国的にみてもかなり早い時期に有料化に取り組んだ自治体として有名である。図 3-4 は、有料化前後を含めた、伊達市における廃棄物量の推移を示したもののだが、有料化による減量効果は明らかである。有料化前には 1 万 t を超えていた家庭ごみの量が、1989 年 7 月の有料化導入と同時に激減しているのが明らかである。特に、1990 年には 6386 トンとなり、有料化前に比べて約 36%の減量となっている。



出典：旭川市 HP

図3-5 一般ごみ量の推移



出典：伊達市（2004）

しかし、その後は徐々に増加傾向にあり、減量効果が落ちてきているのが現状である。

問題はまだある。図 3-4 は家庭系ごみのみの数値であるが、当然事業系ごみも排出されている。図 3-5 は、委託収集ごみと自己搬入ごみの量の推移を示したグラフである。委託収集ごみが家庭系、自己搬入ごみが事業系の近似値とみることができる。両者をあわせた数値は、図 3-4 と同じく、一時的に不況の影響によって減少が見られたものの、ほぼ漸増傾向で推移している。さらに細かく見ると、委託収集ごみは 1990 年の 6305t から 2003 年に 7766t となり、1461t の増加となっているが、自己搬入ごみは 1990 年の 2088t から 2003 年には 3644t となり、1556t の増加となっている。1990 年に 3 : 1 の割合であったものが、2003 年には 2 : 1 までに縮小している。つまり、事業系ごみの量が急激に増えていると考えられるのである。

3.3 有料化の取り組み

3.3.1 伊達市における有料制の概要

有料化政策をごみ処理サービスの料金制度の面から見ると、「基準超従量制」「二段階ブロック料金制」「単純従量制」の 3 つのタイプに分類することができる。基準超従量制は、1992 年に島根県出雲市が日本で最初に、当時の市長のアイデアで導入した方式である。ごみ袋 40ℓ一枚 40 円であるが、一定枚数(100 枚)を各所帯に無料で給付するやり方である。また、ごみ袋が余ったら、市役所が一枚 40 円で買い取る仕組みにもなっている。ほかには岐阜県高山市と千葉県野田市で実施されている。「二段階ブロック料金制」を実施しているのは、滋賀県守山市である。ごみ袋 40ℓ一枚 20 円と低額であるが、101 枚以上は 1 枚が一挙に 150 円に跳ね上がる方式である。伊達市では「単純従量制」をとっている。これは、廃棄物の排出量に応じて料金を課金する方式である。実際にはごみ袋やシールを自治体が

指定し、それを市民に買わせるというやり方をとっている自治体がほとんどである。伊達市以外で単純従量制をとっている都市としては、秋田県湯沢市、島根県平田市、長野県茅野市、山口県長門市、茨城県常陸太田市、福岡県筑紫野市、福岡県太宰府市および長野県伊那市などがある。

この制度の優れた面は、ごみ処理には費用がかかることを目に見える形で住民に示すことができる、ごみ減量・資源化に努力した人ほど費用がかからない公平な制度である、

再資源の市場相場にかかわらず市民自ら行うリサイクルを活発化する、製品の過剰包装はそのままごみ処理手数料となるので断る力が強くなる、などがあげられている。

住民はごみ（可燃・不燃ごみ）を出す際、容器に市の発行する「ごみ処理券」を貼付して出するか、あるいは「ごみ処理券」があらかじめ印刷されている専用のポリ袋にごみを入れて出さなければならない。「ごみ処理券」と「ごみ処理券」つきごみ袋は市内の 82 軒の商店に市が委託して販売している。住民はこれを買うことで、ごみの排出量に比例した手数料を支払うわけである。「ごみ処理券」つきごみ袋の場合、可燃ごみ袋は緑、不燃ごみ袋は黄色、生ごみ袋は青色、ビニール・プラスチックごみ袋は無色透明となっている。また、ごみの排出者が自身でごみを清掃センターに持ち込む場合には、その量に応じた手数料を現金で支払う。容量 40ℓ（10kg に相当）ごとに 60 円の手数料がかかると考えられている。専用袋は 40ℓ用 60 円のもの、20ℓ用 30 円のもの、生ごみのみの特小 10ℓ用 15 円の 3 種類が用意されており、大型ごみには指定券（160 円）を貼り付ける。徴収された手数料はもっぱら清掃センター予算の収入となる。この手数料は、一般家庭にも事業所にも区別なく適用されるが、生活保護世帯だけは無料である。

3.3.2 有料化に至る過程と有料化後の市民意識

有料化は、北海道では 1986 年に北部桧山衛生センター組合で導入され、伊達市では、1989 年 6 月の俱知安町に次いで、1989 年 7 月にごみ処理有料化を行った。これは「伊達市廃棄物の処理および清掃に関する条例」に基づいている。近年、有料化に踏み切る自治体が増加しているが、その基本的な理念は、有料化することによって、住民に「お金がかかるのならごみを減らさなければ」という経済的インセンティブが与えられ、ごみ排出量抑制が促進されることを狙っている。しかし、伊達市が有料化に踏み切った理由は、新規焼却破砕施設の維持管理費の捻出が主であり、ごみの減量が主な目的ではなかった。

ごみ有料化を内容とする条例改正案が 1988 年に議会に提出されたときには、市民団体（3945 名）からの反対陳述が提出された。反対の理由は、手数料徴収は税の二重負担になること、ごみ処理費用の節減は長期的・自発的なごみ減量運動の成果として行うべきであること、という二点であった。また、反対署名もおおよそ 1.3 万名から提出された。家計を圧迫するなどの反対意見も出されたが、手数料の引き下げなどの修正をし、1989 年 3 月に反対意見を押し切る形で条例を可決、有料化がはじまった。

伊達市の有料化については、研究者によるアンケート調査が行われている（亀田，1992；

1993)。有料化前と有料化後の賛否の推移を見てみると、有料化前には「反対」が 59.1%と過半数を占めていたものの、有料化後には「あきらめ」も含めて 46.9%と減り、「賛成」が 32.9%に上がって「反対」を上回った。しかし、依然として「賛成」は半数を超えていない状況であり、市民にとって有料化が積極的に受け入れられるものではないということを示している。この点は、導入にあたっての市民との話し合いが十分になされたかどうかという点に疑問が残る結果となっている。

その一方で、亀田は、有料化導入によって市民意識に変化がみられるという点を指摘している。有料化前後の環境問題への関心、ごみ減量への関心やリサイクル活動の参加有無などの変化について、多くの市民がプラス方向へ転じたと回答している。この点を捉えて、亀田は、「少なくともごみ減量努力の成功感は、有料化そのものが生み出した要因である」と評価しており、有料化を通じて住民はごみ減量への積極的な意識と行動を引き起こした、としている。しかしながら、それと同時に、依然として反対し続ける住民、もしくは、一応あきらめてはいるものの、心の底では反対している住民が 4 割ないし 5 割近くにのぼっているという現実にも目を向けなければならないだろう、という評価も与えている。

3.3.3 有料化の現状

有料化によるごみの減量効果は確かにあるが、増加傾向に歯止めがかけられたとまではいえないというのが、伊達市環境衛生課担当者の言葉である。有料化前の 1988 年度に 13316t であったごみ排出量が、有料化を導入した 1989 年には 10166t と 24%の減少、翌年 1990 年度には約 37%減少の 8393t になるという結果を全国にしらしめた。しかし、それ以後、ごみ排出量は年々増加、1995 年には 1989 年を上回る 10383t を記録し、先にみたとおり、現在も漸増傾向が続いている。有料化後、数年して排出量が増加へと転じる傾向は「リバウンド現象」として知られており、千葉県千葉市や岐阜県高山市なども同じ傾向にある。この現象を防ぐため、より長期的効果のある新たな対策を練らなければならないだろう。また、有料化にともない不法投棄や違法焼却が増えるおそれも指摘される。ダイオキシン対策で規制されている家庭での自家焼却も発生する傾向が見られ、これらに対する対策も必要である。

3.4 廃棄物行政の理念と取り組み

3.4.1 基本理念

20 世紀の飛躍的な産業の発展にともなって築かれた大量生産・大量消費・大量廃棄といった社会システムは、今日廃棄物問題となって資源の枯渇や地球温暖化等の地球規模での深刻な環境問題の大きな要因となっている。そのような 20 世紀後半に顕在化した地球環境問題に対し、国際社会においては 1992 年の地球サミットをはじめとする、共同の取り組みが行われつつある。

このような中、消費型社会から循環型社会の形成を目指し、これまでのように廃棄物を焼却して埋め立てる社会から、廃棄物を再生可能な資源としてできる限り活用する社会への転換を図っていかなければならない。再生できなかった廃棄物は、安全性に万全を期して処理する体制を構築していく。廃棄物処理の原則的な考え方は次の通りである。

これまで廃棄物として焼却し、埋め立てられていたものであっても、その廃棄物の再生利用や廃棄物に含まれる有用資源の再生利用など、リサイクルを図る。

やむを得ず処理しなければならない廃棄物は、将来の技術開発による再資源化の可能性も視野にいれつつ、引き続き安全性に万全を期して処理する。

廃棄物行政の主な目的として公衆衛生の向上、生活環境の保全といった観点に加え、資源の有効利用や地球環境保全に重点を置いた施策の展開が求められている。

上記の基本理念を受け、伊達市では、ごみ処理に関する今後の進むべき方向と具体的方策を提示し、市民・事業者・行政が相互協力のもと、ごみの減量・資源リサイクルシステムを拡充していくことを目標とし、次のとおり基本方針を定めた。

- ・ 発生抑制：ごみの発生の抑制

ごみの発生を抑制するためには、市民の意識高揚や不可欠であり、啓発宣伝活動を積極的に進めるとともに、過剰包装の抑制等に取り組む。

- ・ 再生利用：リサイクルの促進（再生品の利用促進）

伊達市のリサイクル運動は、1980年頃から自治会・子ども会等が主体となって集団資源回収運動が取り組まれていた経緯があり、引き続き、より積極的に集団資源回収を行い、リサイクルを促進し、また、再生品の利用促進運動に取り組む。

- ・ 資源化：分別の徹底

「混ぜればごみ、分ければ資源」のスローガンにあるように、分別をさらに徹底し、資源化に取り組む。

伊達市では上記の基本方針にしたがい、平成15年度から次の5つの項目に沿って資源リサイクルを推進している。

再生紙などの再生品や、エコマーク商品やグリーンマーク商品など環境への負荷の少ない製品の利用促進。

容器包装リサイクル法に基づく分別収集を進める。

資源回収団体（自治会・子供会・婦人部・老人クラブなど）における集団回収を、リサイクル運動推進事業助成金などの制度の活用や、リーダー研修会などの開催により推進。

事業所から排出される廃棄物のうち、再生資源物については、直接または地域の集団回収を通じて資源回収業者への販売、清掃センターへの自己搬入などの方法で、資源

として回収する体制づくりを進める。

堆肥化や飼料化を目指すとともに、コンポストの助成などの制度を活用し、生ごみのリサイクルを推進。

3.4.2 分別収集の拡大

有料化の取り組みと並行して、伊達市では、集団資源回収への助成金や分別品目拡大、伊達市まちづくり推進委員会主催の「市民の集い」におけるリサイクルの啓発（年一回）など、資源化・リサイクル推進の取り組みを積極的に行ってきた。

表 3-2 有料化後の主な公的施策

1989 年 4 月	年 4 回以上集団回収する団体にリサイクル運動推進助成金の交付
1991 年 10 月	カレットびん回収開始
1991 年 11 月	資源ごみの種類と出し方一覧表全戸配布
1992 年 4 月	資源回収業者協同組合設立
1996 年 7 月	コンポスト助成制度開始（一世帯 2 個まで購入補助。3 千円を限度に購入価格の半分までを補助）
1997 年 4 月	フロンガス回収事業開始（2001 年終了予定だったが、2002 年度まで回収）
1998 年 4 月	再生資源物回収開始（容器包装リサイクル法への対応）
1999 年 4 月	ビニール・プラスチックごみ分別開始（2003 年から「燃えるごみ」）
2001 年 4 月	生ごみ分別収集開始（市の事業であったが、民間委託化）

分別の体制は、表 3-2 のとおり、漸進的に整備されている。

1989 年にごみ有料化をはじめた伊達市では、ごみ減量活動の受け皿として、リサイクル活動の奨励に力を入れはじめた。市民団体の呼びかけによる牛乳パック・白色発泡トレイ回収、町内のリサイクルを徹底させて町内会でごみ袋を賄う、といった自発的活動により、ごみ減量の一翼を担っている。また、学校・自治会・子ども会などでも積極的に廃品回収を行うなどの努力により、住民のリサイクル意識も向上し、資源の集団回収運動の盛り上がりを見せるようになってきている。運動のよりいっそうの促進を図るため、伊達市では、回収実績に対して 1 kg 当たり 3 円の助成金を交付している。2003 年度における集団資源回収量は、465t となっており、計画量の約 65%の回収量となっている。

伊達市の取り組みは、容器包装リサイクル法に対応する形で 1998 年に再生資源物回収をはじめると、基本的にはリサイクルを市民の自主的な取り組みに任せていたといえる。このように、ある意味においては対応が「遅れた」ものになってしまっているのは、先に記したとおり、有料化が施設の維持管理費用の捻出に重点を置いており、ごみ減量は副次的なものと位置づけられていたことによるものと思われる。

容器包装リサイクル法への対応とともに、ダイオキシン問題との絡みもあって、プラスチック・ビニールごみを分別していた時期もあったが、西いぶり廃棄物処理広域連合に焼却処理を移管してからは、プラスチック・ビニールごみは燃えるごみとして処理されるこ

となった。現在では、表 3-3 のような「燃えるごみ」「燃えないごみ」「生ごみ」「大型ごみ」「再生資源物」の 5 分別となっている¹。分別されたごみは、それぞれ地域ごとに決められた収集日の朝 8 時まで、ごみステーションに出す。伊達市では、祝日も回収を行う。その際には、前述したように指定の袋、またはシールを貼って出さなければならない。

再生資源物と呼ばれる缶類・ビン類・PET ボトルは市直営の伊達市清掃センターに保管される。この中で PET ボトルは、回収した際に自治体を選別・圧縮し、ベール品として保管し、財団法人日本容器包装リサイクル協会へと引き取られる。協会は、ベール品を選別・粉碎・洗浄し、分離作業を施してフレークまたはペレットを作成する。自治体から引き取られる際、市町村ごとに A・B・D とランクづけがなされ、そのランクを元に引取りの継続や再商品化の有無が決定する。伊達市では、1998 年に B ランクをつけられたものの、その後 2001 年まで A ランクを保っている。

表 3-3 伊達市における分別	
燃えるごみ	紙類・木屑・布類・革製品・食用油・貝殻・プラスチック・ビニールなど
燃えないごみ	ガラス類・陶器類・金属類・蛍光灯・スプレー缶など
生ごみ	野菜の料理くず・お茶がら・コーヒーのかすなど
大型ごみ	電気製品・寝具・家具類・自転車など
再生資源物	缶類・カレットビン・PET ボトルなど

3.4.3 生ごみリサイクル

伊達市は、ごみ処理の有料化を契機に「ごみ処理の先進地」として注目されてきたが、実際にごみはなかなか減っていないのが現状であった。そこで、市民や有職者などで構成される「廃棄物減量等推進審議会」に意見を求めたところ、家庭から出される可燃ごみのうち、約 4 割を占める生ごみを大切な資源として有効に活用できないものかといった話し合いが行われ、生ごみの堆肥化が一番有効であるとの結論に達した。

堆肥化に決めた理由は、生ごみを単に土に戻すということだけでなく、生ごみを還元してできた土から野菜などを作って私達の食料にする、といった循環を作ることこそが本当のリサイクルにつながると考えたためである。有機物資源の有効かつ循環的な活用を図り、農業の発展を目指すとともに、これを堆肥にした肥料により生産された良質で安全な農産物を消費者に安定供給することができる。さらにごみの減量化だけでなく、リサイクルを通じた循環型社会の構築に大きな役割を果たすものとして期待されている。

2001 年から生ごみの分別収集がスタートし、2003 年 11 月には伊達市堆肥センターが完成、2004 年 4 月から本格稼働している。市内の家畜飼養農家 33 戸から収集した家畜のふん尿、一般家庭や事業所から排出される生ごみ、漁業者から排出される帆立貝の付着物を

¹ この他、適正処理困難物（回収できないもの）として、有害性のある農薬、劇薬とその容器・火薬類・ガスボンベ・タイヤ・大型楽器・浴槽・注射針など医療系廃棄物などがある。

原料別に強制発酵させ、約 150 日間かけて完熟堆肥を製造する。同センターの建設により、家畜ふん尿の適正処理はもとより、化学肥料を抑えたクリーン農業の推進、有機質の投入による土作りや輪体系の確立、排出される廃棄物の有効利用ができる。しかし、家庭から排出される「生ごみの指定袋」に異物が混入されるため、機械の故障の原因となってしまう。市民一人一人による排出マナーの徹底が要求される。

生ごみの出し方は、生ごみは水切りしてから、新聞紙など紙類に包んでごみ袋に入れる、生ごみの指定袋の中にビニールの小袋を入れない。また、出してはいけないごみとして、化繊類（衣類・ぬいぐるみ・紙おむつなど）、塩分の多い物（漬物・味噌汁など）、食用油、大量の豚骨・鳥がらなどがある。

きちんと分別された生ごみは、微生物が良く働くことによって発酵が進んだ完熟堆肥ができ、それを畑へ還元することで良質の農産物の生産へとつながっていく。また、給食センターやホテル、食品加工場から出る生ごみにもみ殻を混ぜ合せ、加熱殺菌したものを冷却し、酵母菌と納豆菌の溶液を加えて数日間発酵させて菌体飼料の製造も行っている。菌体飼料を与えて飼育した和牛の評価は高く、従来の飼料より安価なうえ生ごみのリサイクルにもつながっている。

関係者は、「選別機により原料に混入している不純物を取り除くシステムになっているが、現在、広報を通じて一般家庭や事業所から排出される生ごみに不純物を混ぜないように指導している。また、家畜ふん尿の野積みの解消、良質たい肥の製造と利用を図り、農業経営の安定化につながれば」と話しており、環境への配慮が優先される協同型社会の実現に向け取り組んでいる。

3.4.4 市民まちづくり研究会の活動

伊達市では、ごみ有料化にともない住民団体による資源リサイクル活動が盛んになっている。それだけではなく、有料化をきっかけとして、ごみについて考えようとする住民が増えている。その中でも、市民まちづくり研究会（旧伊達市を考える会）は、廃棄物問題に取り組む市民団体として一目置かれた存在となっており、ごみ減量・資源化実現のために、市民に対してだけではなく、事業者・行政に働きかけを行っている。

市民に対しては、主に生涯学習講座（平均年一回）やシンポジウム、啓発資料の配布などによる啓発活動を行っている。生涯学習講座などについては、自治体職員の参加も要請し、現場の意識向上にも努めている。廃棄物処理法改正・リサイクル推進法制定の際（1991年）には、環境庁の担当者を交えてのシンポジウム、1997年にダイオキシンが社会問題化した際には、伊達市・室蘭市・登別市・倶知安町などの清掃担当者を交えて生涯学習講座を開催するなど、時宜に応じた対応をしている。

事業者に対しては、1990年2月、トレーの必要性のチェックと再利用システムの構築、買い物袋持参奨励システム、再生品の明示、地球にやさしい商品愛用のコーナー設置を要請し、翌1991年4月から、トレー回収箱が伊達市内の大型店5店に設置、3店で買い物袋

持参奨励システムが実施された。1992 年 6 月には、ボタン乾電池回収箱を日本乾電池工業会から取り寄せ大型店、電気店へ設置を要請、1995 年 10 月には、色、柄つきトレイ使用削減要請を伊達市内大型店 5 店に行っている。

行政に対する働きかけとしては、ごみ減量・資源化実現のための要請、有料化の負担を軽減するための行政サービスの充実、低コスト資源ごみの回収法確立を主にねらいとする要請を市長・市民部長へ 1989 年 5 月より口頭で、11 月に文書で行った他、1995 年 9 月伊達市議会へごみ問題改善のための陳情提出、趣旨採択されている。また、1996 年 6 月には、「廃棄物減量等審議会」設置にあたり委員の公募、審議会の公開を要請し、実現している。

1996 年 11 月の第 7 回講座「女性とまちづくり」では、女性の声を反映した伊達市ごみ分別収集計画を市民に説明するという内容であったが、説明後、市民部担当者は、市民の前で、「市民まちづくり研究会は 8 年前からこのようなことを提案してくれていた、ありがとう」と言った。意欲的な担当者が取り組みれば半年でできたことが、8 年もの間放置されてしまったということは問題であるにせよ、廃棄物減量等審議会発足前には時期尚早とされていた、委員の公募と審議内容の公開が、翌年の環境市民議会設立時には実施されている。これらの事実からは、市民まちづくり研究会の地道な努力が伊達市の行政の意識を変えつつあるということがうかがえる。代表の中村恵子氏は「地域発展の鍵は行政と住民のパートナーシップである」と語っている。廃棄物問題をきっかけとして、よりよいまちづくりのシステムが構築されつつあるということもできるのかもしれない。

3.5 西いぶり廃棄物処理広域連合

西いぶり廃棄物処理広域連合とは、室蘭市・伊達市・豊浦町・虻田町・洞爺村・大滝村・壮瞥町・登別市・白老町の 9 つの市町村から構成される、道内では 3 番目となる広域連合である（2004 年 12 月現在）。室蘭市石川町にあり、室蘭市長が広域連合長を務めている。処理する事務には、「ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する業務」と、「最終処分場の管理及び運営に関する業務」の 2 つがある。

1997 年 12 月に北海道が「ごみ処理の広域化計画」を策定し、全道を 32 のブロック分けがなされ、伊達市は西胆振ブロックの位置づけとなった。西胆振ブロックでは、室蘭市を除く 8 市町村だけでは 24 時間連続運転を行うためのごみ量が排出されていないため、広域化が必要とされたのである。24 時間連続運転はダイオキシン抑制に効果がある。2002 年 12 月から、排出基準 80ng-TEQ/m³N から 0.1ng-TEQ/m³N の遵守が義務付けられたが、1998 年 4 月、伊達市ではダイオキシン発生抑制のためにプラスチックごみを焼却停止し、直接埋め立てしていた。広域化によって、伊達市でもビニール・プラスチックを再び可燃ごみとして収集できるようになっている。

施設に関しては、2003 年 3 月 31 日、西胆振地域廃棄物広域処理施設（メルタワー 21）が完成、4 月 4 日、西胆振地域廃棄物広域処理施設落成式が行われた。燃焼・溶解処理設備

の特徴に、ごみの持つエネルギーで運転ができること、有価金属類のリサイクルに優れていること、埋め立て処分量の大幅な減容ができること、余熱を利用すること、スラグを有効利用すること、場内排水を施設外に排出しないクローズドシステムであることがあげられる。

10月25日には、西いぶり廃棄物処理広域連合げんき館ペトトルが完成した。げんき館ペトトルは、ごみの広域処理施設の焼却余熱を温水プールや館内冷暖房などに還元することにより、西胆振地域9市町村の住民が気軽に基礎体力の維持増進や健康管理を行うことができる施設である。11月20日には西いぶり廃棄物処理広域連合リサイクルプラザが完成した。西胆振リサイクルプラザは、家庭系および事業系の容器包装ごみ（ビン・缶・PETボトル）の資源化のほか、不要となった家具などの補修・再生利用や、環境問題・リサイクル問題に関しての体験型学習ができる施設である。12月1日にはげんき館ペトトルとリサイクルプラザの供用開始がなされている。



図 3-6 メルトタワー21 全景